

宮城県テック系スタートアップ企業立地促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、地域経済の成長を力強くけん引する企業価値の創造に向けて、県内ものづくり企業との大きな相乗効果が期待される東北大学発等のテック系スタートアップの設備投資を促進し、地域産業の活性化及び雇用の機会の増大を図り、県民生活の安定と向上に資するため、県内で新たに工場等を開設するテック系スタートアップに対し、その事業所設置等に要する経費について、予算の範囲内において宮城県テック系スタートアップ企業立地促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 奨励金 次に掲げる奨励金をいう。

イ 投下固定資産等奨励金

ロ 雇用奨励金

(2) テック系スタートアップ 「テック系スタートアップ・サポートコンソーシアム宮城」（以下「テクスタ宮城」という。）の支援対象スタートアップのうち次の要件をいずれも満たす企業をいう。

イ 設立から15年以内の企業。

ロ テクスタ宮城の構成員であるベンチャーキャピタル等（以下「VC等」という。）から新たに出資を受ける企業又は工場等の開設から過去5年以内にVC等から出資を受けている企業。

ハ 半導体、医療、バイオ、素材、宇宙技術、電気電子技術等、特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術を用いた事業であって、技術開発要素のある事業を行う企業。

(3) 工場等 主に日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する製造業又は知事が適当と認めるこれに類する業を行う事業所のうち、工場、作業場又は研究開発拠点に該当するもの。

(4) 開設 県内事業者が事業拡張等のため新たに県内に工場等を設置する場合（移転は除く。）又は県外事業者が新たに県内に工場等を設置する場合、若しくは新たに県内に工場等を設置して起業するものをいう。ただし、奨励金対象工場等内に転貸借等により設置するものは除く。

(5) 投下固定資産額 県内に工場等を設置する企業が所有する当該工場等を構成する地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1項第9号に規定する固定資産課税台帳に登録された固定資産（家屋及び償却資産に限る。）（以下「固定資産」という。）の課税標準額をいう。

- (6) 常時雇用者 県内で新たに工場等を開設する企業に雇用されている労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条各号に規定される者を除く。）のうち次の要件のいずれも満たす者であって、当該工場等で雇用される者をいう。
- イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である者
 - ロ 新たに雇用された県内に住所を有する者又は工場等の開設にあたり新たに県内に住所を有することとなった者
 - ハ 工場等で事業に直接従事する者（役員は除く。）
 - ニ 雇用期間の定めのない常勤の雇用形態により従事する者
- (7) 雇用者 県内で新たに工場等を開設する企業に雇用されている労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条各号に規定される者を除く。）のうち次の要件のいずれも満たす者であって、当該工場等で雇用される者をいう。
- イ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者である者
 - ロ 新たに雇用された県内に住所を有する者又は工場等の開設にあたり新たに県内に住所を有することとなった者
 - ハ 工場等で事業に直接従事する者

（奨励金対象工場等の指定の申請等）

第3 奨励金の交付を受けようとする者は、県内で新たに工場等を開設する日（以下「開設日」という。）から起算して30日前までに、奨励金対象工場等指定（変更）申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、奨励金対象工場等の指定の申請をしなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 企業の概要を明らかにする書類
- (3) 工場等の図面
- (4) 最近3年分の事業報告書及び決算書
- (5) VC等との投資契約書の写し及び入金が確認できる資料
- (6) 法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し

2 知事は、前項の規定により指定の申請のあった工場等のうち適当と認めるものを奨励金対象工場等として指定する。

3 前項の規定による奨励金対象工場等の指定後、指定の通知を受けた者が事業計画等を変更する場合は、奨励金対象工場等指定（変更）申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、奨励金対象工場等の指定の変更の申請をしなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 工場等の図面

4 知事は、前項の規定による奨励金対象工場等の指定の変更の申請を適当と認めるときは、当該変更を承認する。

- 5 第2項の規定による指定及び第4項の規定による承認は、奨励金対象工場等指定(変更承認)通知書(様式第3号)によって通知するものとする。

(投下固定資産等奨励金)

第4 知事は、奨励金対象工場等のうち次の各号に掲げる金額の合計額が1,000万円を超えるものを設置する者(以下「投下固定資産等奨励金交付対象事業者」という。)に投下固定資産等奨励金を交付する。

- (1) 新設した奨励金対象工場等に係る固定資産の開設日の翌年の1月1日現在における投下固定資産額
 - (2) 新設した奨励金対象工場等の事業の目的のため賃借している土地、建物又は設備機器のそれぞれの賃貸借契約に係る賃借料(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税を除く。)の5年分相当額の合計額(当該賃貸借契約で1年に満たない期間がある場合は、当該賃貸借契約に係る1年に満たない契約期間の賃借料に365を乗じ、1年に満たない契約期間の日数で除した額を1年分相当額とする)
- 2 政令市及び中核市を除く市町村に奨励金対象工場等を開設する場合は、前項の規定中、「1,000万円」とあるのは、「150万円」とする。
- 3 投下固定資産等奨励金の額は、別表に従い、奨励金交付率を乗じて得た額とする。なお、基準日は次の各号に掲げるものとする。
- (1) 投下固定資産に係る奨励金については、奨励金対象工場等の開設日の翌年の1月1日における投下固定資産額
 - (2) 賃借料に係る奨励金については、奨励金対象工場等の開設日から起算して1年間の土地賃借料(賃借に付随する諸経費を除く。)、建物賃借料(賃借に付随する諸経費を除く。)及び設備機器賃借料の合計額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税を除く。)
- 4 投下固定資産等奨励金の交付限度額は5,000万円とする。ただし、投下固定資産等奨励金交付対象事業者が工場等の開設から過去5年以内にVC等から受けた出資額が5,000万円を下回る場合は、交付限度額は当該出資額を上限とする。
- 5 投下固定資産等奨励金交付対象事業者とVC等とで締結した投資契約書に定める資金使途に奨励金対象工場等の開設に係る原資が含まれない場合は、前項の規定中、「5,000万円」とあるのは、「1,000万円」とする。
- 6 投下固定資産等奨励金交付対象事業者が、投下固定資産等奨励金の交付対象となる投下固定資産額、土地賃借料、建物賃借料及び設備機器賃借料を対象として県から投下固定資産等奨励金以外の補助金等を交付される場合は、第3項の規定による合計額から当該補助金等の対象経費額を減じるものとする。
- 7 投下固定資産等奨励金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- 8 知事は、投下固定資産等奨励金の交付に当たり条件を付することができるものとする。
- 9 投下固定資産等奨励金は、奨励金対象工場等が開設した年の翌年の4月1日以降に交付するものとする。
- 10 知事は、投下固定資産等奨励金の交付申請額の総額が当該年度の予算額を超えるとときは、当該年度における投下固定資産等奨励金交付対象事業者の投下固定資産等奨励金の額を減額し、及び当該年度の翌年度又は翌々年度に交付することがある。

(投下固定資産等奨励金の交付の申請等)

第5 投下固定資産等奨励金交付対象事業者が投下固定資産等奨励金の交付を受けようとするときは、知事が指定した日までに次の各号に掲げる額に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、投下固定資産等奨励金交付申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(1) 第4第3項第1号に掲げる額 固定資産評価証明書

(2) 第4第3項第2号に掲げる額 第4第1項第2号に規定する賃貸借契約の写し

2 投下固定資産等奨励金交付申請書は、規則第12条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

(投下固定資産等奨励金の返還)

第6 知事は、規則第6条の規定により投下固定資産等奨励金の交付の決定の通知を受けた者(以下「投下固定資産等奨励金交付決定者」という。)が、次の各号のいずれかに該当したときは、投下固定資産等奨励金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(1) 虚偽の方法により奨励金の交付を受けたとき

(2) 第4第8項の規定により付した条件に違反したとき

(3) 投下固定資産等奨励金の交付の決定の通知を受けた日から5年以内に当該交付決定に係る奨励金対象工場等の営業を中止、廃止又は縮小したとき

(4) その他法令に違反する行為を行ったとき

2 投下固定資産等奨励金交付決定者は、前項第2号及び第3号に該当したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(雇用奨励金)

第7 知事は、奨励金対象工場等のうち、次の各号に掲げる基準日において常時雇用者の数が3人以上であるものを設置する者(以下「雇用奨励金交付対象事業者」という。)に、それぞれ当該各号に定める額(当該額が負となる場合にあっては、零)を雇用奨励金として交付する。

(1) 開設日から1年を経過した日(以下「1年経過日」という。)

1年経過日における常時雇用者の数に30万円(県内の教育機関を新たに卒業する者を常時雇用者として雇用する場合は60万円。雇用者が雇用期間の定めのある労働者である場合は15万円。以下同じ。)を乗じて得た額

(2) 開設日から2年を経過した日（以下「2年経過日」という。）

1年経過日において常時雇用者の数が3人以上である場合にあっては2年経過日における常時雇用者の数から1年経過日における常時雇用者の数を減じた数に30万円を乗じた額、1年経過日において常時雇用者の数が3人未満である場合にあっては2年経過日における常時雇用者の数に30万円を乗じて得た額。

(3) 開設日から3年を経過した日（以下「3年経過日」という。）

1年経過日又は2年経過日において常時雇用者の数が3人以上である場合にあっては3年経過日における常時雇用者の数から1年経過日又は2年経過日における常時雇用者の数のうちいずれか大きい数を減じた額に30万円を乗じた額、1年経過日及び2年経過日において常時雇用者の数が3人未満である場合にあっては3年経過日における常時雇用者の数に30万円を乗じて得た額

2 前項の規定による雇用奨励金の交付限度額は、同項各号の基準日ごとにそれぞれ1,000万円とする。

3 知事は、雇用奨励金交付対象事業者が、雇用奨励金の交付対象となる常時雇用者又は雇用者を対象として県から雇用奨励金以外の補助金等を交付される場合は、第1項の規定による雇用奨励金の合計額から雇用奨励金以外の補助金等の額を減じて得た額を交付するものとする。

4 雇用奨励金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 知事は、雇用奨励金の交付に当たり条件を付することができるものとする。

6 知事は、雇用奨励金の交付申請額の総額が当該年度の予算額を超えるときは、当該年度における雇用奨励金交付対象事業者の雇用奨励金の額を減額し、及び当該年度の翌年度又は翌々年度に交付することがある。

（雇用奨励金の交付の申請等）

第8 雇用奨励金交付対象事業者が雇用奨励金の交付を受けようとするときは、知事が指定した期日までに、次の各号に定める書類を添えて、雇用奨励金交付申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(1) 常時雇用者一覧表（様式第6号）

(2) 増設以前の雇用者一覧表（様式第7号）（雇用奨励金の交付に係る奨励金対象工場等が増設の場合に限る。）

(3) 雇用者一覧表（様式第8号）

(4) 雇用契約書の写し

(5) 雇用保険への加入状況を証する書類

(6) 住民票抄本の写し若しくは謄本の写し又はこれに準ずる書類

(7) 卒業を証明する書類（県内教育機関の新卒者に限る。）

2 雇用奨励金交付申請書は、規則第12条第1項の補助事業等実績報告書を兼ねるものとする。

(雇用奨励金の返還)

第9 知事は、規則第6条の規定により雇用奨励金の交付の決定の通知を受けた者（以下「雇用奨励金交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当したときは、雇用奨励金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 虚偽の方法により奨励金の交付を受けたとき
- (2) 第7第5項の規定により付した条件に違反したとき
- (3) 3年経過日における常時雇用者の数が1年経過日又は2年経過日における常時雇用者の数のうちいずれか大きい数より小さいとき
- (4) 3年経過日から雇用奨励金の交付の決定の通知を最初に受けた日から5年を経過した日までの間に常時雇用者数が3年経過日の常時雇用者の数に比較し著しく減少したとき
- (5) その他法令に違反する行為を行ったとき

2 雇用奨励金交付決定者は、前項第2号から第4号までのいずれかに該当したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

3 雇用奨励金交付決定者は、雇用奨励金の交付の決定の通知を最初に受けた日から5年間、次の各号に掲げる書類を備え付けなければならない。

- (1) 雇用契約書の写し
- (2) 雇用保険への加入状況を証する書類
- (3) 住民票抄本の写し若しくは謄本の写し又はこれに準ずる書類

(奨励金の確定)

第10 投下固定資産等奨励金又は雇用奨励金の交付の決定の通知は、規則第13条の規定による補助金等の額の確定の通知を兼ねるものとする。

(奨励金対象工場等の変更)

第11 第3の規定による奨励金対象工場等指定申請書の提出後、奨励金の交付の決定の通知を受けた日から5年を経過するまでの間に登記事項や計画内容等に重要な変更があった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(承継)

第12 投下固定資産等奨励金交付対象事業者又は雇用奨励金交付対象事業者が、合併、譲渡、相続その他の事由により、投下固定資産等奨励金又は雇用奨励金の交付の決定の通知を最初に受けた日から起算して5年以内に奨励金対象工場等に係る事業を承継させようとする場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

2 前項の場合において、知事は、投下固定資産等奨励金又は雇用奨励金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

（書類の提出等）

第 13 この要綱により知事に提出する書類の部数は、1 部とし、新産業振興課に提出するものとする。

2 知事は、第 3 第 1 項に規定する奨励金対象工場等指定申請書の提出があったときは、その内容について、事業所の所在する市町村の長に対し、意見を求めることができる。

（雇用状況の報告）

第 14 雇用奨励金交付決定者は、雇用奨励金の交付の決定の通知を最初に受けた日が属する年度から 5 か年度間、各年度末に、当該交付の対象となった工場等の雇用状況等について、奨励金対象工場等雇用状況報告書（様式第 9 号）により報告しなければならない。

2 前項の規定によるほか、知事は、必要に応じて、雇用奨励金の交付の決定の通知を受けた者に対し、雇用奨励金の交付の決定の通知を最初に受けた日が属する年度から 5 か年度間、交付の対象となった工場等の雇用状況等について報告を求めることができる。

（その他）

第 15 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該奨励金に係る予算が成立した場合に、当該奨励金にも適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に適用するものとする。

3 施行日前に改正前の宮城県テック系スタートアップ企業立地促進奨励金交付要綱第 3 の規定により奨励金対象工場等指定申請書を知事に提出した者に係る改正後の宮城県テック系スタートアップ企業立地促進奨励金交付要綱の適用については、なお従前の例による。

別表（第 4 関係）

奨励金交付率	
投下固定資産額に対するもの	賃借料に対するもの
1 / 10	1 / 3